## 第7部 電子申請届出システムによる 申請

## 1 電子申請届出システムについて

電子申請届出システムとは、介護保険法上やその他各種届出について、画面に直接入力したり、添付資料をまとめて提出したりすることができるシステムです。介護事業者の申請届出 に係る業務負担が軽減されることが期待されます。

詳細については、以下の厚生労働省ホームページを御確認ください。

## 「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html

〇福島県においては、<u>令和6年12月1日</u>より、<u>様式第一号(五)「変更届出書」についてのみ</u> 電子申請届出システムによる受付を開始いたします。変更届以外の届出・申請についても順次追 加する予定ですので、以下の福島県HPをご確認ください。

福島県HP>組織で探す>高齢福祉課(介護保険担当)>メニュー>電子申請 届出システム

○電子申請届出システムによる届出を行うためには、GビスIDの取得など事前の準備が必要です。詳細はHPに掲載してあります、**厚労省資料「電子申請・届出システム利用準備の 手引き」**をご参照ください。